

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)	国との 制度比較
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②22歳未満の子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 } ※②～⑤までは ④22歳未満の弟妹 } 6,500円×人数 ⑤重度心身障害者 ・特定扶養加算 5,000円 ・配偶者のない場合、その内1人は11,000円	千円 20,928	円 229,968	国と同じ
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える額を支払っている職員	9,356	187,114	〃
通勤手当	①通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例している職員 ②通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例している職員 ③通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員。 自動車等の使用距離 2km以上5km未満 月額2,000円 5km以上10km未満 月額4,100円	4,499	61,634	〃
地域手当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給する。月額、給料及び扶養手当の月額に100分の3を乗じた額	0	0	〃
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間に対して100分の125から150までの範囲内で支給	17,248	202,917	〃
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して100分の135から160までの範囲内において支給			
宿日直手当	勤務1回につき4,200円常直的な宿直勤務にあつては、月額21,000円(現在、職員による宿直は行っていません。)	0	0	〃
管理職手当	課長職・・・月額 62,300円 参事職・・・月額 51,900円 補佐職・・・月額 31,700円	22,612	481,097	〃
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	300	21,428	〃
寒冷地手当	毎年10月から翌年2月までの各月の初日において在職する職員のうち規則で定める職員に支給する。 世帯主で扶養親族のある職員 月額 26,380円 世帯主で扶養親族のない職員 月額 14,580円 その他の職員 月額 10,340円	15,720	105,500	〃
子ども手当 (児童手当)	0歳から15歳未満の子どもを養育しているとき ・子ども1人につき月額13,000円	5,795	131,704	〃

・平均支給年額については、該当人数を割り小数点以下は切り捨てています。

5 特別職の報酬等の状況 (22年4月1日現在)

	給料月額など			期末手当
		(参考) 類似団体の状況		22年度支給割合
町長	給料	700,000円	最高 811,000円 最低 321,000円	4.15月分
副町長		600,000円	最高 673,000円 最低 363,000円	
教育長		560,000円	最高 — 最低 —	
議長	報酬	250,000円	最高 364,000円 最低 220,000円	4.15月分
副議長		200,000円	最高 285,000円 最低 162,900円	
議員		176,000円	最高 263,000円 最低 135,800円	
町長	退職手当	(算定方式)		(支給時期)
副町長		給与月額×483 / 100×勤続年数		任期毎
教育長		給与月額×305 / 100×勤続年数		任期毎
教育長	退職手当	給与月額×267 / 100×勤続年数		任期毎

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

		職員数 (一般職)		対前年 増減数	主な増減理由
		21年	22年		
普通会計部門	一般行政部門	115	113	△2	退職不補充による 参 12.5人
	教育部門	20	21	1	
	議会部門	4	3	△1	参 15.3人
	農業委員会	2	2	0	
	小計	141	139	△2	
公営企業等 会計部門	水道	7	6	△1	参 17.1人
	下水道	6	5	△1	
	その他	5	5	0	
	小計	18	16	△2	
合計		159	155	△4	
() 内条例定数		(176)	(176)		

参: 参考 人口1,000人当たり職員数